

## 京都市農福連携補助金 申請要領

## 1 趣旨

障害者の就労促進や居場所の創造と、障害者をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の担い手となる共生社会づくりの推進を目的として、障害福祉サービス事業所において農業を通じた、地域共生社会づくりに関する整備について支援します。

## 2 補助金対象事業の種別

農福共生地域拠点事業と農福共生事業の 2 種類があります。農福共生地域拠点事業については、地域性を考慮し府内 4 箇所程度、一定の中核的な機能を有すると認められるものに限りします。

## 3 補助対象者

補助対象事業者は府内に主たる事業所を有し、事業効果に継続性が認められるとともに成果を表示できることなど事業に対して誠実に取り組み、営利を主たる目的としない法人とします。それぞれの種別ごとに下記のとおり要件を設定します。

## (1) 農福共生地域拠点事業

## ア 法人要件

(ア) 障害福祉サービス事業所を運営している実績が 10 年以上であること

(イ) 農業協同組合に加入するなど農業とのネットワーク化をはかっていると認められること

※農業とのネットワーク化とは、地域の農業組合法人等の団体を含めた複数の地域の団体で構成される協議会の構成員になっているなどのネットワーク化等を想定しています。

(ウ) 事業実施に際しては、京都府と連携を図れること

## イ 事業所要件

(ア) 生活介護、就労移行支援及び就労継続支援事業所において、既に 5 年以上継続して農業に取り組んでいること

(イ) 農福連携事業において、単に農業を行うだけではなく、農福連携事業を活用した地域交流を行うなど地域連携事業の取り組みを現に行っていること

(ウ) 地域の農業者と連携を取り合い農業に関する情報を有し、福祉事業所への助言及び情報発信を行う中核的な機能を担えると認められること

(エ) 3,000 m<sup>2</sup>以上の農地で農作物を生産又は 300 m<sup>2</sup>以上の施設で加工を行っていること

(オ) 生産、加工、販売といった一連の工程を事業として全て実施していること

## (2) 農福共生事業

### ア 法人要件

- (ア) 障害福祉サービス事業所を運営している実績が2年以上であること
- (イ) 事業実施に際しては、京都府と連携を図れること

### イ 事業所要件

- (ア) 生活介護、就労移行支援又は就労継続支援事業所において農福連携事業に取り組むこと
- (イ) 農福連携事業において、単に農業を行うだけでなく、農福連携事業を活用した地域交流を行うなど地域連携事業に取り組むこと

## 4 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、交付決定日から平成30年3月31日までとします。

## 5 補助金の額等

### (1) 農福共生地域拠点事業

1 法人に対して補助は1回限りとし、補助の額は補助基準額又は実支出額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた金額とする。

補助基準額：ハード整備 20,000 千円、ソフト整備 3,000 千円

### (2) 農福共生事業

1 法人に対して補助は1回限りとし、補助の額は補助基準額又は実支出額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた金額とする。

補助基準額：ハード整備 5,000 千円、ソフト整備 3,000 千円

※(1)及び(2)のハード整備に関する経費に関しては、補助対象経費から補助額を差し引いた額を社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う施設整備等融資金貸付事業から借入れる場合においては当該借入額の3分の2以内を別途補助する。

## 6 補助の交付対象となる経費

補助金の交付の対象となる経費は、以下に掲げるとおりですが、知事が必要と認めるものを補助対象経費に含めることができます。

### (1) ハード整備

#### 例

- ・農業用倉庫の設置に係る経費
- ・農業用（耕作用）機械の購入に係る経費
- ・ビニールハウスの設置・シートの張替に係る経費
- ・農作物の販売スペースの整備に係る経費

- ・加工施設の整備に係る経費
- ・地域交流を図るためのカフェ等を運営する際の環境整備に係る経費
- ・トラクター・移動販売車（冷蔵・冷凍）などに係る経費
- ・地域交流スペース（カフェ、サロン等）の整備に係る経費
- ・農作物を生産、加工及び加工品を販売できるスペースの整備に係る経費

## (2) ソフト整備

### 例

- ・マルシェの開催にかかる経費（必ず広く周知・広報活動を行うこと）
- ・新商品の開発及び地域交流を促進するための職員の人件費又は謝金（ソフト整備に係る合計補助金額の3分の1までの金額とし、従来からの団体構成員に対するものは対象外とする。）
- ・販路拡大、交流事業の周知に係る経費

## 7 補助の交付対象とならない経費

- ・事業の趣旨に関連のない経費
- ・補助金交付決定前に契約や支出された経費
- ・領収書等により事業実施主体が支払ったことが確認できない経費
- ・事業実施期間中に発生した事故・災害などの処理のための経費
- ・他の補助対象となった経費
- ・土地の購入、賃貸に関する経費
- ・法令等に違反した建築物、土地使用等に関わる経費
- ・パソコンなど汎用性の高い備品の経費
- ・30万円未満の事業に係る経費（ハード整備、ソフト整備双方の場合は、合計額が50万円未満の事業にかかる経費）
- ・食糧費

## 8 申請書類の作成及び提出

本事業へ申請する法人は、申請書類を作成し、提出期限までに持参または郵送で提出して下さい。

(1) 申請書類：別記第1号様式、別紙1～4、及びその他必要書類

(2) 提出期限

- ・農福共生地域拠点事業：平成29年11月2日(木)17時まで（必着）
- ・農福共生事業：平成29年11月2日(木)17時まで（必着）

(3) 提出先

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府健康福祉部障害者支援課（きょうと農福連携センター）  
電話：075-414-4600 又は 075-414-4596

#### （４）注意事項

- ア 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は対象外となる場合があります。
- イ 補助対象者以外の者及び補助対象とならない経費について提出された場合は無効とします。
- ウ FAX 及びメールでの受付は行いません。
- エ 原則として、締切後の申請書等の差し替えは不可とし、決定、不決定に関わらず、返却はいたしません。
- オ 審査に当たり、必要に応じてヒアリング等させていただきます。また状況確認等のために追加の資料を要求することがあります。
- カ 決定を受けた法人は、府税納税証明書及び利用している又は利用する予定の農地の権利に関する書類を提出していただきます。

### 9 審査等

- （１）提出された書類に基づき、きょうと農福連携センターにおいて審査を行い、決定します。なお、審査に当たっては、京都農福・共生戦略会議から意見を聴取します。
- （２）審査は、趣旨及び実現性、継続性、効果のある事業内容であるかどうかを勘案して総合的に行います。
- （３）申請期間
  - ・農福共生地域拠点事業：平成 29 年 9 月 13 日(水)から平成 29 年 11 月 2 日(木) 17 時まで
  - ・農 福 共 生 事 業：平成 29 年 9 月 13 日(水)から平成 29 年 11 月 2 日(木) 17 時まで

### 10 事業成果等の報告

事業終了後、別記第 3 号様式及び別紙 1～4、その他により報告を行っていただきます。  
なお、事業成果等については、随時報告をいただくとともに、補助金交付後においても実地視察をさせていただく場合があります。